

【世帯員が複数(軽減世帯該当)の場合】

令和8年度課税

< 算出条件 >

加入者:A(45歳)／給与収入:2,000,000円(給与所得:1,320,000円)

加入者2:B(43歳)妻／妻所得なし

加入者3:C(17歳)子／子所得なし

(注意)給与収入2,000,000円を所得金額へ換算すると、1,320,000円となります。

● 軽減額の計算

軽減区分判定所得(世帯の合計所得金額)=1,320,000(A所得)+0(B所得)+0(C所得)=1,320,000円

7割軽減基準=430,000円+100,000円×0(給与所得者等の数-1)=430,000円

5割軽減基準=310,000円×3(国保加入者の人数)+430,000円+100,000円×0(給与所得者等の数-1)=1,360,000円

2割軽減基準=570,000円×3(国保加入者の人数)+430,000円+100,000円×0(給与所得者等の数-1)=2,140,000円

軽減区分判定所得が5割軽減基準以下であるため、平等割額と均等割額が5割軽減となります。

● 医療分の計算

< 所得割 >

A: (1,320,000 - 430,000) × 7.01% = 62,389 円

B: 所得なしのため0円

C: 所得なしのため0円

合計: 62,389 + 0 + 0 = 62,389 円

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

23,200 (1人当たりの均等割額) × 3 人 = 69,600 円

69,600 × 50% = 34,800 (5割軽減)

69,600 - 34,800 = 34,800

< 平等割 >

20,000 (平等割額) × 50% = 10,000 (5割軽減)

20,000 - 10,000 = 10,000

< 合計 >

62,389 + 34,800 + 10,000 = 107,189 円 (100円未満端数切捨)

107,100 円(医療分)

● 後期高齢者支援金等課税分の計算

< 所得割 >

A: (1,320,000 - 430,000) × 2.30% = 20,470 円

B: 所得なしのため0円

C: 所得なしのため0円

合計: 20,470 + 0 + 0 = 20,470 円

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

9,600 (1人当たりの均等割額) × 3 人 = 28,800 円

28,800 × 50% = 14,400 (5割軽減)

28,800 - 14,400 = 14,400

< 合計 >

20,470 + 14,400 = 34,870 円 (100円未満端数切捨)

34,800 円(後期高齢者支援金等課税分)

★複数世帯(軽減該当)

● 介護納付金課税分の計算

< 所得割 >

$$A: (1,320,000 - 430,000) \times 1.83\% = 16,287 \text{ 円}$$

B: 所得なしのため0円

C: 所得なしのため0円 (40歳未満のため介護納付金課税分はありません。)

$$\text{合計: } 16,287 + 0 + 0 = 16,287 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

$$16,400 \text{ (1人当たりの均等割額)} \times 2 \text{ 人 (加入者Cを除く)} = 32,800 \text{ 円}$$

$$32,800 \times 50\% = 16,400 \text{ (5割軽減)}$$

$$32,800 - 16,400 = 16,400$$

< 合計 >

$$16,287 + 16,400 = 32,687 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$\underline{32,600 \text{ 円 (介護納付金課税分)}}$$

● 子ども・子育て支援納付金課税分の計算

< 所得割 >

$$A: (1,320,000 - 430,000) \times 0.24\% = 2,136 \text{ 円}$$

B: 所得なしのため0円

C: 所得なしのため0円

$$\text{合計: } 2,136 + 0 + 0 = 2,136 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

$$1,700 \text{ (1人当たりの均等割額)} \times 2 \text{ 人 (加入者Cを除く)} = 3,400 \text{ 円}$$

$$3,400 \times 50\% = 1,700 \text{ (5割軽減)}$$

$$3,400 - 1,700 = 1,700$$

< 18歳以上均等割 >

$$100 \text{ (1人当たりの均等割額)} \times 2 \text{ 人} = 200 \text{ 円}$$

$$200 \times 50\% = 100 \text{ (5割軽減)}$$

$$200 - 100 = 100$$

< 合計 >

$$2,136 + 1,700 + 100 = 3,936 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$\underline{3,900 \text{ 円 (介護納付金課税分)}}$$

● 国民健康保険税額

$$107,100 + 34,800 + 32,600 + 3,900 = \underline{178,400 \text{ 円}}$$